明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○消防法第二十一条の四第二項の規定により消防の用に供する機械器具等について型式承認をした件（総務一七二）　一
○出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件の一部を改正する件（法務一四九）　七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の二十三第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（厚生労働二三一）　一〇
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構
計量法第百四十三条第一項の規定に基づく登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　四三
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
会社その他
会社決算公告　四六